

基準編

第 4 章

- 1 建築物等の景観づくり
- 2 屋外広告物の景観づくり
- 3 公共事業の景観づくり

1. 建築物等の景観づくり

規模が大きな建築物等は、周辺のまち並みや自然環境などに大きな影響を及ぼす可能性があることから、一定規模以上の建築物の新增築などを対象として景観法に基づく届出制度による景観誘導を行います。

1) 届出対象行為

次表に掲げる建築物等の建築行為は、法第 16 条第 1 項に基づき市長に届出が必要です。

行為		対象（※1）
建築物	建築物の新築、増築、改築 又は移転	高さが 15m を超えるもの又は建築面積が 1,000 m ² を超えるもの
	建築物の外観を変更する こととなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更 （※2）	高さが 15m を超えるもの、又は建築面積が 1,000 m ² を超えるもので、その外観のうち、 当該修繕等の対象となる面積が各立面の面 積の 3 分の 1 を超えるもの
工作物	工作物の新築、増築、改築 又は移転	高さが 15m を超えるもの
	工作物の外観を変更する こととなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更 （※2）	高さが 15m を超えるもので、その外観のう ち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の 面積の 3 分の 1 を超えるもの
物件の堆積		拠点エリアにおける行為であって、屋外の物 件の堆積に係る土地の面積が 500 m ² を超え、 かつ、堆積物の高さが 1.5m を超えるもの
太陽光発電施設		拠点エリアにおける行為であって、敷地面積 が 1,000 m ² を超えるもの

※1 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、届出の対象から除外されています。この他、景観法や行田市景観づくり条例・規則により届出の対象から除外される行為があります。

※2 既存の建築物・工作物で、同色による塗り替え等でも届出が必要な場合があります。（同色による塗り替え等でも景観づくり基準への適合が必要です。）

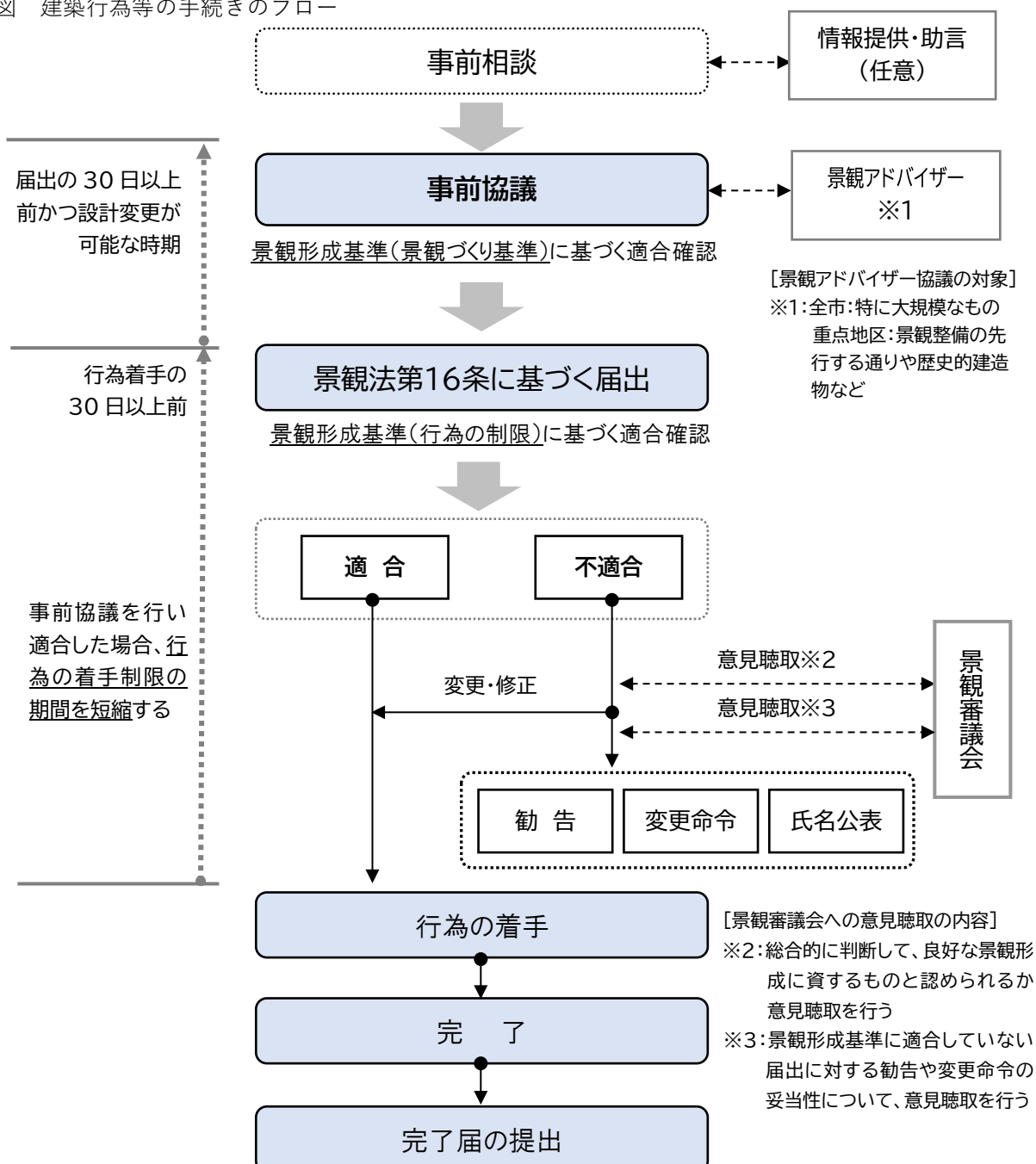
2) 手続きのフロー

届出が必要な行為は、景観法に基づく届出に先立ち事前協議を行うとともに、行為着手の30日以上前に市長へ届出が必要です。また、事前協議は、届出対象行為に該当する建築物などを対象とし、特に大規模なもの等については、景観アドバイザーの助言などを得ながら実施します。

景観形成基準に適合しない場合は、景観審議会の意見を聴いた上で、勧告や変更命令、氏名公表を行うことがあります。

届出対象行為に該当する建築物や工作物に屋外広告物を設置する場合、事前協議や景観法に基づく届出の際に、屋外広告物の配慮事項（p.15）に基づき誘導を図ります。

図 建築行為等の手続きのフロー



3) 景観形成基準

届出対象行為については、景観づくりの方針を尊重するとともに、景観形成基準に適合させるものとします。ただし、景観アドバイザーや景観審議会の意見を踏まえながら、市が良好な景観形成に資すると認めたものについては、この限りではありません。

景観形成基準は、①景観づくり基準（配慮事項）、②行為の制限（遵守事項）の2段階を設定します。また、届出対象行為に該当するすべてのものを対象とした「A 共通基準」と、届出対象行為ごとに示した「B 個別基準」を設定し、個別基準において「景観類型（軸・拠点エリア・面）」ごとに特に配慮すべき事項を定めます。

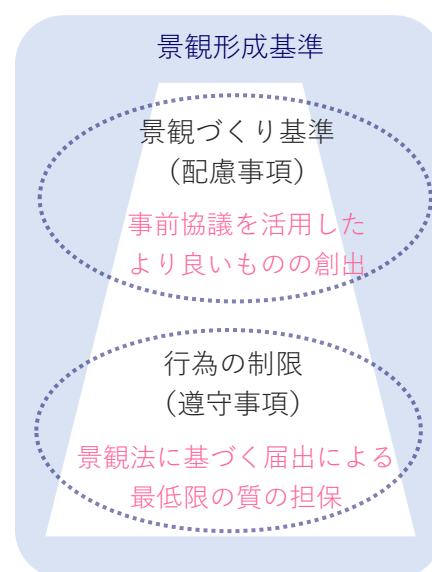


図 景観形成基準の構成

景観づくり基準				
A 共通基準		・ 届出対象行為に該当するすべてのものを適合させる基準		
B 個別基準		・ 建築物や工作物などの届出対象行為ごとの基準		
建築物・工作物	全市共通基準	・ 全市に共通する基準		
	景観類型別基準	・ 当該敷地が立地する景観類型（軸・拠点エリア・面）の基準が明記されている場合に適合させる基準		
		類型	対象	
		眺望	・ 眺望景観（眺望、眺望点）	
		軸	・ 水とみどりの軸（河川・遊歩道等の整備された水路） ・ 広域幹線道路軸（国道等）	
		拠 点 エ リ ア	・ 秩父鉄道行田市駅周辺（まちなか） ・ 忍城址や水城公園周辺（シビックエリア） ・ JR 行田駅周辺 ・ さきたま古墳公園周辺 ・ 古代蓮の里周辺 ・ 利根大堰周辺	
	面	・ 自然・田園景観（田園、河川・水路、公園等） ・ 暮らしの環境景観（住宅地、商業地） ・ 工業地景観（工業地、工業団地）		
物件の堆積 太陽光発電施設	全市共通基準	・ 全市に共通する基準		
	景観類型別基準	・ 当該敷地が立地する景観類型（軸・拠点エリア・面）の基準が明記されている場合に適合させる基準		

+

行為の制限	
建築物・工作物／物件の堆積／太陽光発電設備	・ 色彩の制限基準、物件の堆積の高さ、堆積物の遮蔽

(1) 景観づくり基準（配慮事項）

A 共通基準

区分	景観形成基準
地域性への配慮	○第3章に示す景観類型別の景観づくりの方針に整合した配置や規模、形態意匠とする。
眺望景観への配慮	○田園が広がるエリアや河川・水路沿い、幹線道路等の眺めの良い場所から、山・山並みへの眺めを損ねない配置や規模、形態意匠とする。
自然・田園への配慮	○広がりのある田園やランドマークとなっている古墳などの地形、河川・水路等の水辺、屋敷林の残る集落など、周辺の自然的要素との調和に配慮する。 ○景観の軸となっている水辺や沿川の並木等の連続性を損なわないように配慮する。
景観資源への配慮	○文化財（指定・登録）や日本遺産の構成資産、近代土木遺産※等の地域の景観資源と調和した、配置や規模、形態意匠とする。 ○敷地内に歴史的な資源、良好な樹木等がある場合は極力保全し、活用する。

※土木遺産の顕彰を通じて歴史的土木建造物の保存に資することを目的として土木学会によって認定された土木建造物

B 個別基準

建築物・工作物

区分	景観形成基準
配置・規模 （周辺景観の中でのあり方）	【全市共通】 ○広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 ○四方に望む山・山並みの連続性や主要な通りのアイストップに望む山・山並みなど、地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。
	【水とみどりの軸】 ○河川・水路沿いからの眺めや沿川の遊歩道や並木などの緑の連続に配慮した配置・規模とする。
	【広域幹線道路軸】 ○拠点エリアや面をつなぐ道路軸として、路線周辺の景観特性やまち並みと調和した配置・規模とする。
	【忍城址や水城公園周辺／さきたま古墳公園周辺】 ○エリアのシンボルである忍城御三階櫓や古墳群への眺めへ配慮した配置・規模とする。 【秩父鉄道行田市駅周辺／JR 行田駅周辺】 ○駅前広場や主要な通りに面して正面性のある配置や開放された空間を設けるなど、歩行者空間との一体性をもたせる。

	【暮らしの環境景観】 ○商店街や歩行者が多い通り沿道では、歩行者に圧迫感を与えない配置・規模とする。 【工業地景観】 ○周辺の市街地や通りへの圧迫感を与えないよう、道路等に接する敷地境界線から後退し、敷地内に空地や緩衝帯（緑地）を確保する。
形態・意匠	【全市共通】 ○建築物及び工作物の基調となる色彩は別表：色彩の誘導基準（p.8～10）に示す制限基準に適合する。ただし、着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、伝統的な技法・素材を使った色彩、又は見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で使用される外観に変化をつけるアクセント色となる色彩については、この限りではない。 ○建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 ○建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮すること。 ○屋外階段、ごみ置き場等の付属施設は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 ○屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。 ○バルコニー等に設置する設備機器等は、外部から直接見えにくい位置に配置するとともに、透過性を抑えた材料で遮へいすること。 ○長大な壁面を持つ外壁は、壁面に凹凸を付けたリ、部材や色彩・素材など分節化を図る等、圧迫感の軽減を図ること。 ○長大な壁面を持つ擁壁は、次のいずれかの事項に適合する等により、無機質な仕上げを避け、圧迫感の軽減に配慮する。 ・石張り、自然石風の化粧型枠等、自然素材等を活用した仕上げとする。 ・植栽による修景、緑化法面等、緑等を活用した仕上げとする。 ・勾配を付ける、階段状の形態等、圧迫感を和らげる形態とする。 【拠点エリア】 ○市内外の交流拠点としての魅力を引き立てるため、主要な公共公益施設や景観資源に隣接する敷地においては、周辺環境と調和した形態・意匠とするよう特に配慮する。 ○拠点施設や景観資源へ配慮するとともに、地域の歴史・文化と調和した形態・意匠とする。 【秩父鉄道行田市駅周辺／JR 行田駅周辺】 ○駅周辺では、低層部に開放的なエントランスや窓を設けるなど、駅前のにぎわいを演出する意匠となるよう努める。

	【暮らしの環境景観】 ○商業地では、商店街や歩行者の多い通り沿道の建築物においては、低層部を開放感のある設えとし、歩行者空間の確保、花や緑、花手水やオブジェなどのあしらいものなどにより、店先の演出を図る。 ○住宅地では、隣接する敷地や道路等との調和を図り、落ち着きや潤いを損ねないような形態・意匠とする。 【工業地景観】 ○敷地内に複数の建築物等がある場合は、相互に形態や意匠の調和を図り、一体の建築群となるよう配慮する。
色彩・素材	【全市共通】 ○周辺環境と調和した色彩にするとともに、別表：色彩の誘導基準（p.8～10）に掲げる誘導基準に適合する。 ○原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。 ○建築物の外壁・外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した明るさや光色等とすること。 ○地域の歴史や文化、自然を特徴づける景観要素に近接する場所では、当該景観要素の色彩を引き立たせたり、共通性のある素材や色彩を用いるなど、景観要素と調和した外観とすること。 ○多色を用いる場合は、建築物の規模や用途、周辺環境を考慮し、必要以上の色数とならないよう検討するとともに、使用する色彩相互の調和に十分配慮すること。 ○アクセント色の使用に際しては、その要否を十分に検討するとともに、周辺への影響に配慮し、小さな面積や低い位置に集約して用いること。また、地域の歴史や文化、自然を特徴づける景観要素の近くではできるだけ使用を控えること。 ○周辺のまち並みと比較して規模が大きい建築物は、周辺に圧迫感を感じさせる暗い色彩や鮮やかな色彩を避けるとともに、スケール感の低減を図るために外観を適切に分節化すること。 ○金属板やガラスなどを用いる場合は、周辺への影響に配慮し、光を強く反射する材料の使用を避けること。
外構・緑化	【全市共通】 ○敷地内には、県産植木類等、地域の景観や周辺のまち並みに調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。 ○公共空間に面する部分は、歩行者への圧迫感をやわらげ、まち並みに潤いを与えるよう緑化に努めるとともに、敷地周辺の状況と合わせた緑化や舗装となるよう配慮する。 ○敷地の外周にフェンスを設ける場合は、低明度かつ低彩度の落ち着いた色彩とすること。

太陽光発電設備 (建築物に付属する場合)	【全市共通】 ○建築物に付属する太陽光発電設備は、次のいずれかの事項に適合する等により、周辺の景観と調和を図り、河川・水路や道路等の眺めの良い場所からの見え方に工夫する。 ・太陽光発電設備の高さをできる限り低くするなど、建築物の最上部（勾配屋根の頂部）を超えないようにする。 ・太陽光発電設備をルーバーなどにより修景する。 ・太陽電池モジュール（パネル）は、低明度かつ低彩度の色彩や、反射が少ない素材とする。
-------------------------	---

屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

事項	景観形成基準
堆積の方法 遮へい	【拠点エリア】 ○資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽や塀等で遮蔽・修景すること。 ○道路や公園、その他公共の場所から見えにくいよう、道路や敷地の外周にはできる限り空地を確保し、堆積物は敷地の中央部に配置する。 ○物件の堆積の遮蔽物は、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した明るさや光色等とすること。 ○主要な公共公益施設や景観資源等と一体的に見える位置に堆積しないよう配慮する。

太陽光発電設備

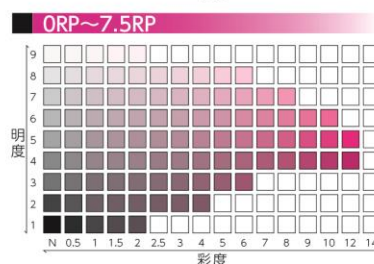
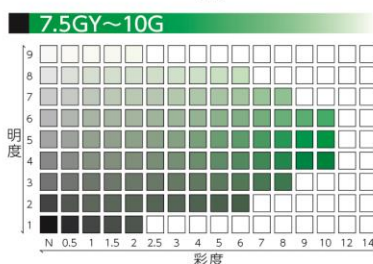
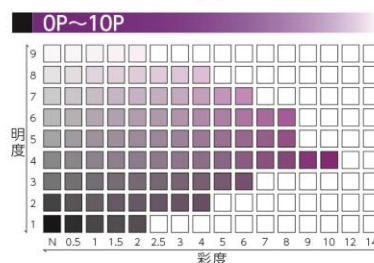
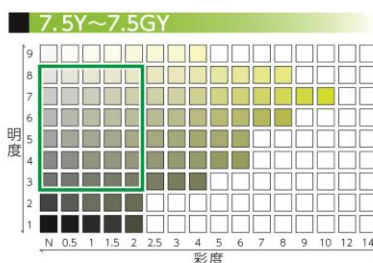
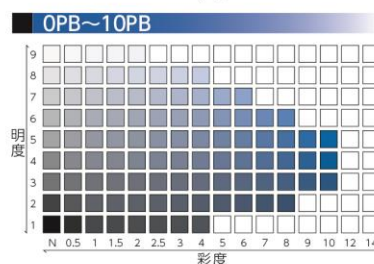
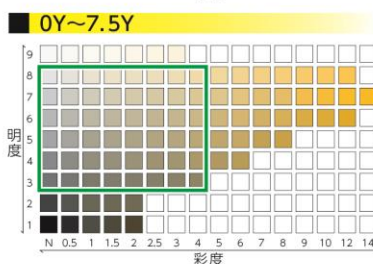
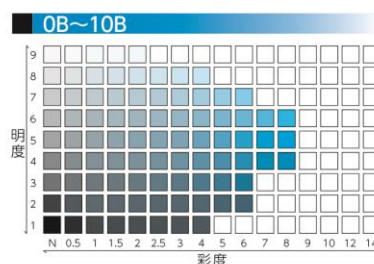
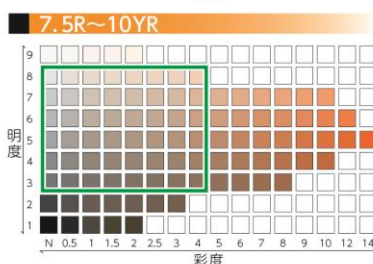
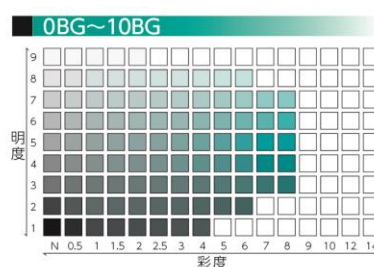
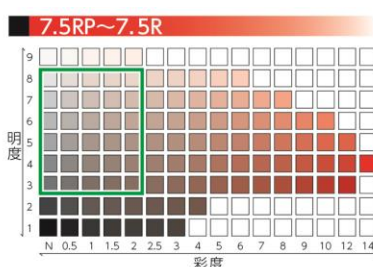
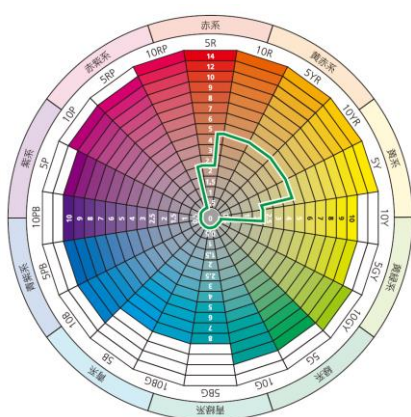
事項	景観形成基準
堆積の方法 遮へい	【拠点エリア】 ○太陽光発電設備は、次のいずれかの事項に適合する等により、周辺の景観と調和を図り、河川・水路や道路等の眺めの良い場所からの見え方に工夫する。 ・敷地境界からできる限り後退させる。 ・太陽光発電設備の高さをできる限り低くする。 ・太陽光発電設備を植栽やルーバーにより修景する。 ・太陽光発電設備や付帯設備等は低明度かつ低彩度の色彩とする。 ・太陽電池モジュール（パネル）は、反射が少ない素材、反射防止塗料の塗布等により、低反射性もしくは防眩性の高いものとする。 ・太陽電池モジュール（パネル）の角度は出来る限り抑えるなど、周辺への反射の少ない角度とする。 ○主要な公共公益施設や景観資源等と一体的に見える位置に設置する場合は、周辺からの見え方に特に配慮する。

別表 色彩の誘導基準

①自然・田園景観における誘導イメージ

誘導イメージ	自然や田園になじむ暖かく落ち着いた色彩
--------	---------------------

① 自然・田園景観で基本とする範囲			
対象	色相	明度	彩度
建築物の外壁 の色彩	7.5R ~ 7.5Y	3~8	4 以下
	7.5RP ~ 7.5R (7.5R は含まない)	3~8	2 以下
	7.5Y ~ 7.5GY (7.5GY は含まない)		
	7.5GY ~ 7.5RP	—	—



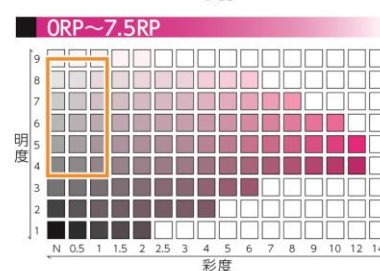
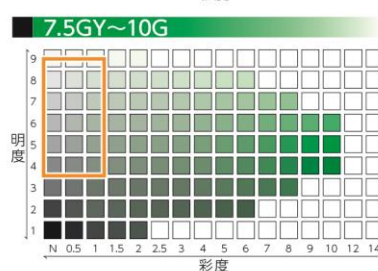
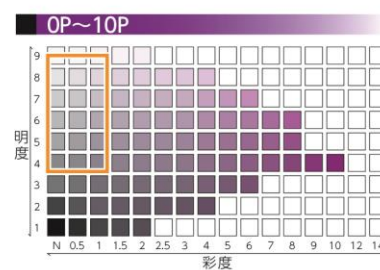
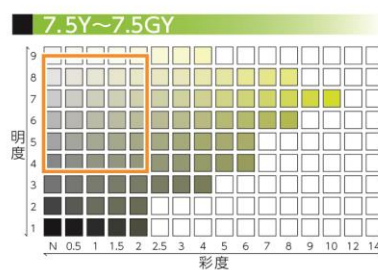
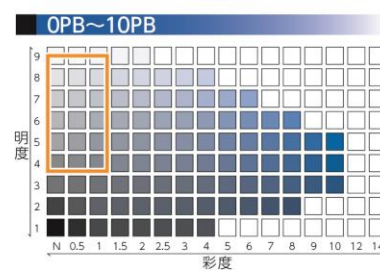
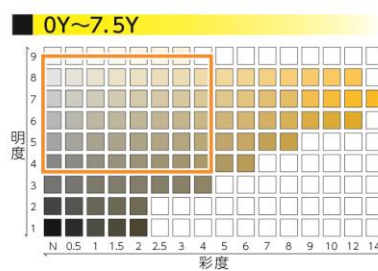
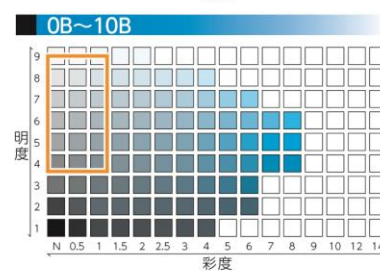
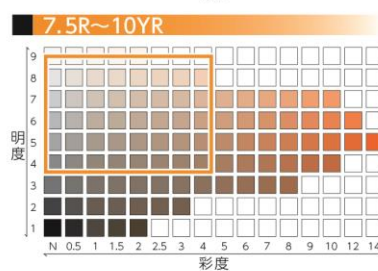
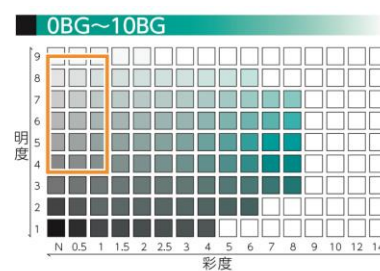
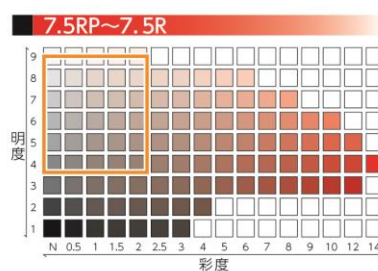
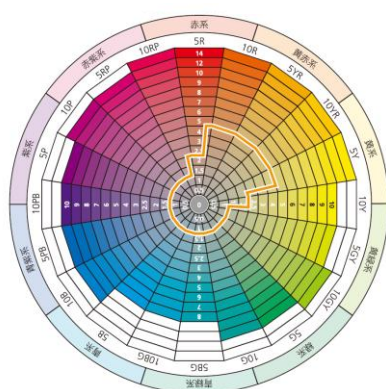
凡例
 建築物等の外壁色として基本とする範囲

別表 色彩の誘導基準

②住宅地景観、商業地景観における誘導イメージ

誘導イメージ	住宅地、商業地としてのメリハリの中にも品格が感じられる色彩
--------	-------------------------------

② 自然・田園景観で基本とする範囲			
対象	色相	明度	彩度
建築物の外壁 の色彩	7.5R ~ 7.5Y	4~8.5	4 以下
	7.5RP ~ 7.5R (7.5R は含まない)	4~8.5	2 以下
	7.5Y ~ 7.5GY (7.5GY は含まない)	4~8.5	1 以下
	7.5GY ~ 7.5RP	4~8.5	1 以下



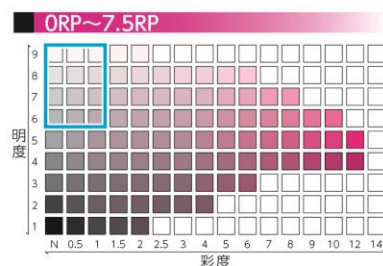
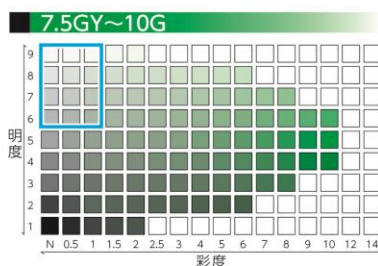
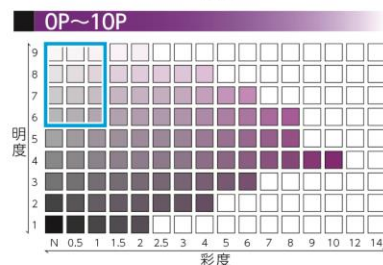
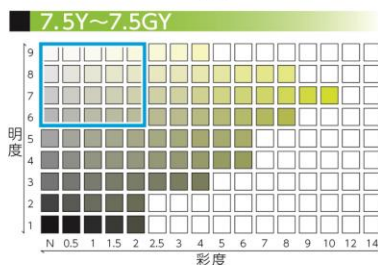
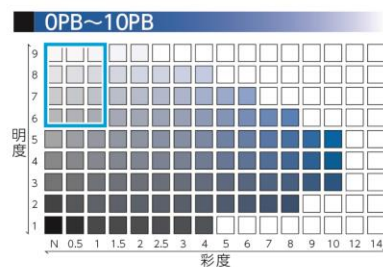
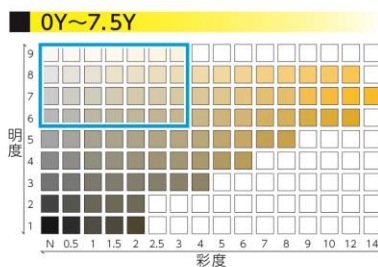
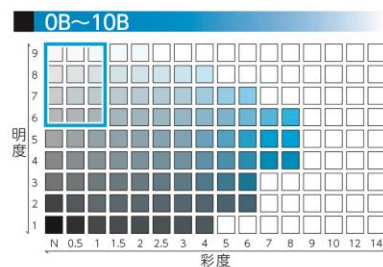
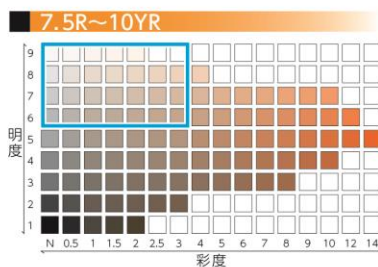
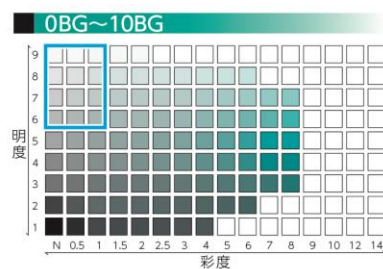
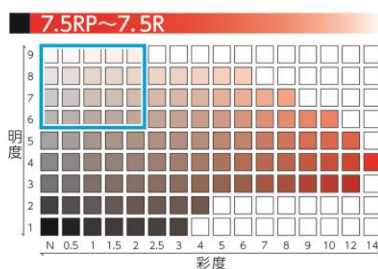
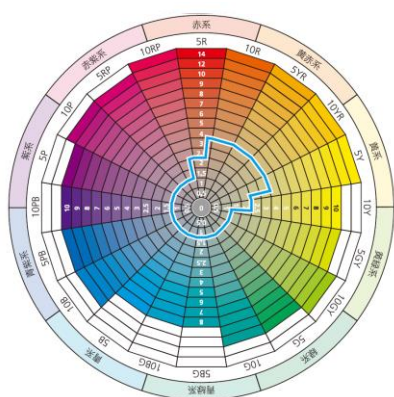
凡例	
	建築物等の外壁色として基本とする範囲

別表 色彩の誘導基準

③工業地景観における誘導イメージ

誘導イメージ	先進性が感じられる明るく圧迫感の少ない色彩
--------	-----------------------

③ 自然・田園景観で基本とする範囲			
対象	色相	明度	彩度
建築物の外壁 の色彩	7.5R ~ 7.5Y	6~9	3 以下
	7.5RP ~ 7.5R (7.5R は含まない)	6~9	2 以下
	7.5Y ~ 7.5GY (7.5GY は含まない)	6~9	2 以下
	7.5GY ~ 7.5RP	6~9	1 以下



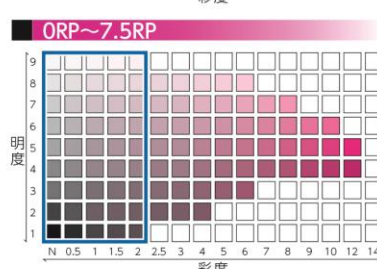
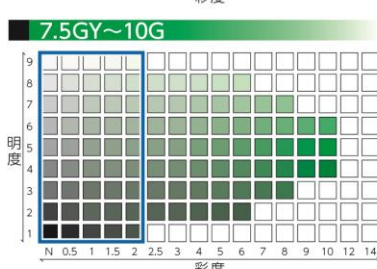
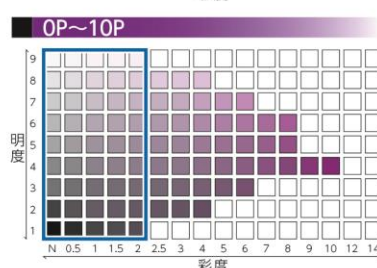
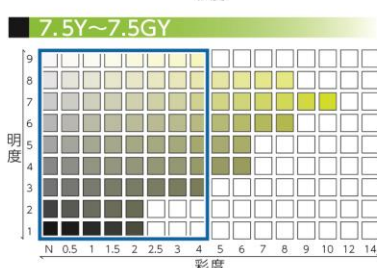
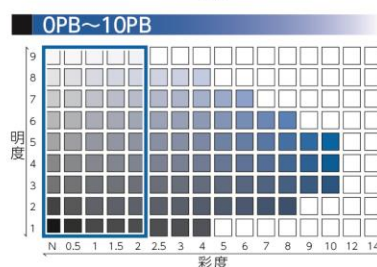
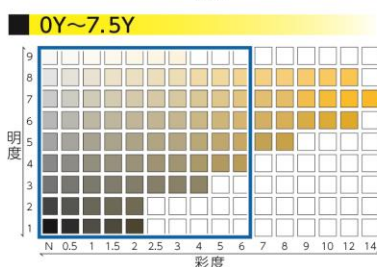
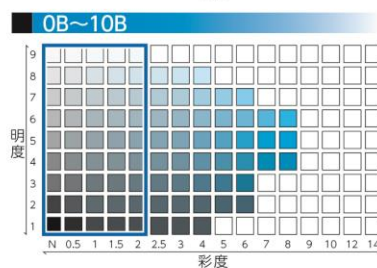
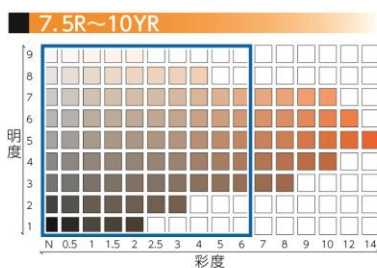
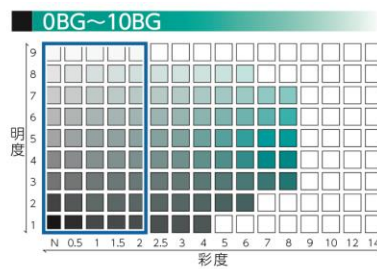
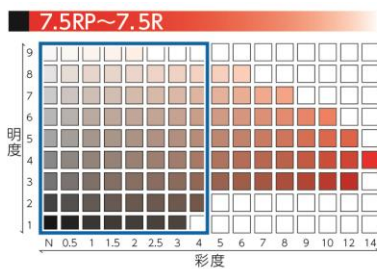
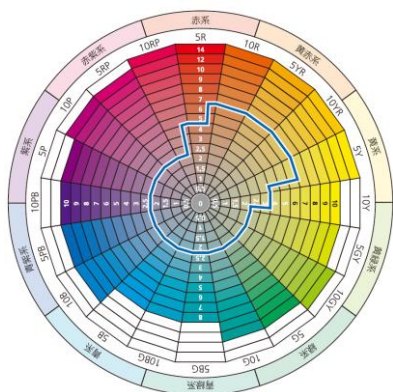
凡例
 建築物等の外壁色として基本とする範囲

(2) 行為の制限（遵守事項）

届出対象行為	景観形成基準（行為の制限）
建築物及び工作物	○建築物及び工作物の基調となる色彩は別表：色彩の制限基準（p.12～13）に示す制限基準に適合する。ただし、着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、伝統的な技法・素材を使った色彩、又は見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で使用される外観に変化をつけるアクセント色となる色彩については、この限りではない。 ○屋外階段、ごみ置き場等の付属施設は、次のいずれかの基準に適合する等により、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 ・建築物と一体的な形態・意匠とする等により、目立たない工夫を行う。 ・道路等の公共空間から直接望見できない位置に配置する。 ・緑化等による修景を行う。
屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積	○遮蔽物の基調となる色彩は、建築物及び工作物に示す色彩の基準に適合させること。 ○資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物が道路や公園、その他公共の場所から見えないよう遮蔽物を設けること。
太陽光発電設備	○送電設備等の付属物及び敷地境界周辺の遮蔽物等の基調となる色彩は、建築物及び工作物に示す色彩の基準に適合させること。 ○太陽電池モジュール（パネル）は、低明度かつ低彩度の色彩や、反射が少ない素材とすること。

別表 色彩の制限基準

用途地域が定められている区域で使用可能な範囲			
対象	色相	明度	彩度
建築物及び工 作物の基調と なる色彩	7.5R ~ 7.5Y	—	6 以下
	7.5RP ~ 7.5R (7.5R は含まない)	—	4 以下
	7.5Y ~ 7.5GY (7.5GY は含まない)	—	4 以下
	7.5GY ~ 7.5RP	—	2 以下

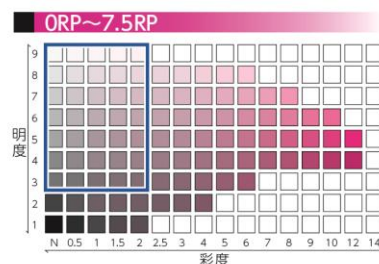
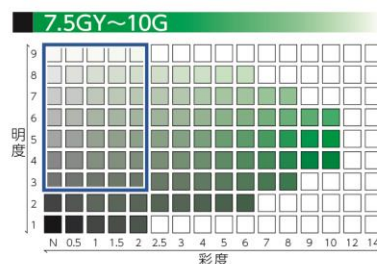
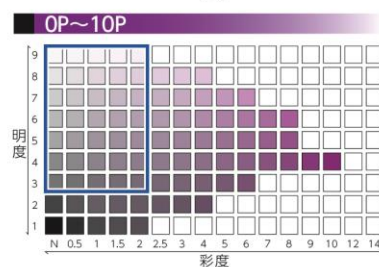
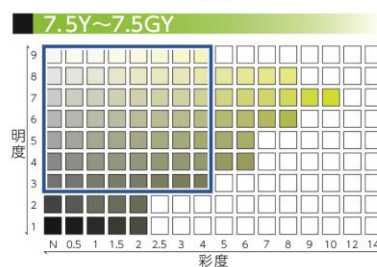
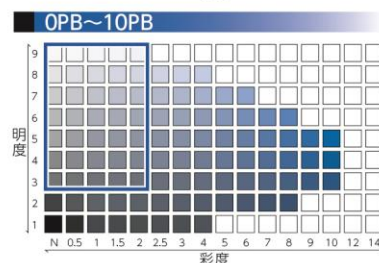
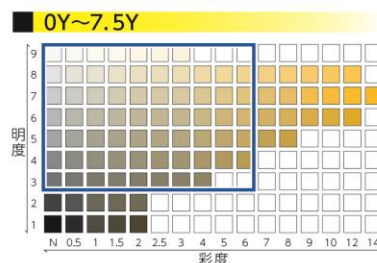
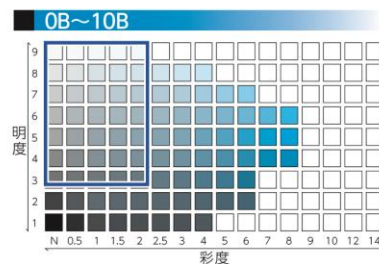
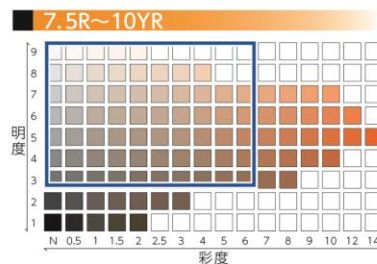
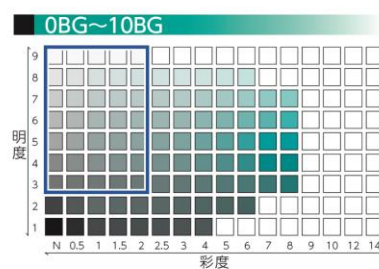
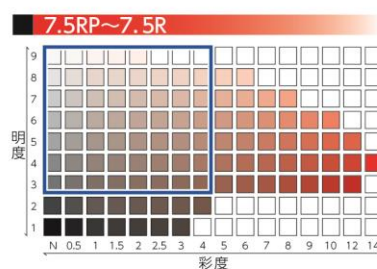
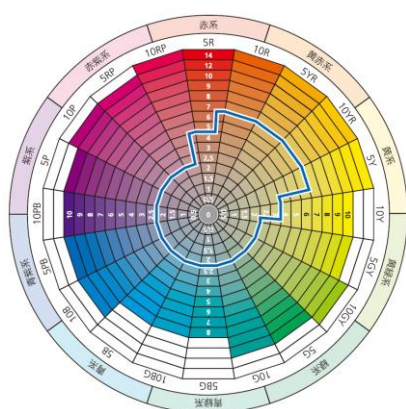


凡例

建築物および工作物の
基調色として使用できる範囲

別表 色彩の制限基準

用途地域が定められていない区域で使用可能な範囲			
対象	色相	明度	彩度
建築物及び工 作物の基調と なる色彩	7.5R ~ 7.5Y	2を超える	6以下
	7.5RP ~ 7.5R (7.5R は含まない)	2を超える	4以下
	7.5Y ~ 7.5GY (7.5GY は含まない)		
	7.5GY ~ 7.5RP	2を超える	2以下



凡例

 建築物および工
作物の基調色として使用できる範囲

2. 屋外広告物の景観づくり

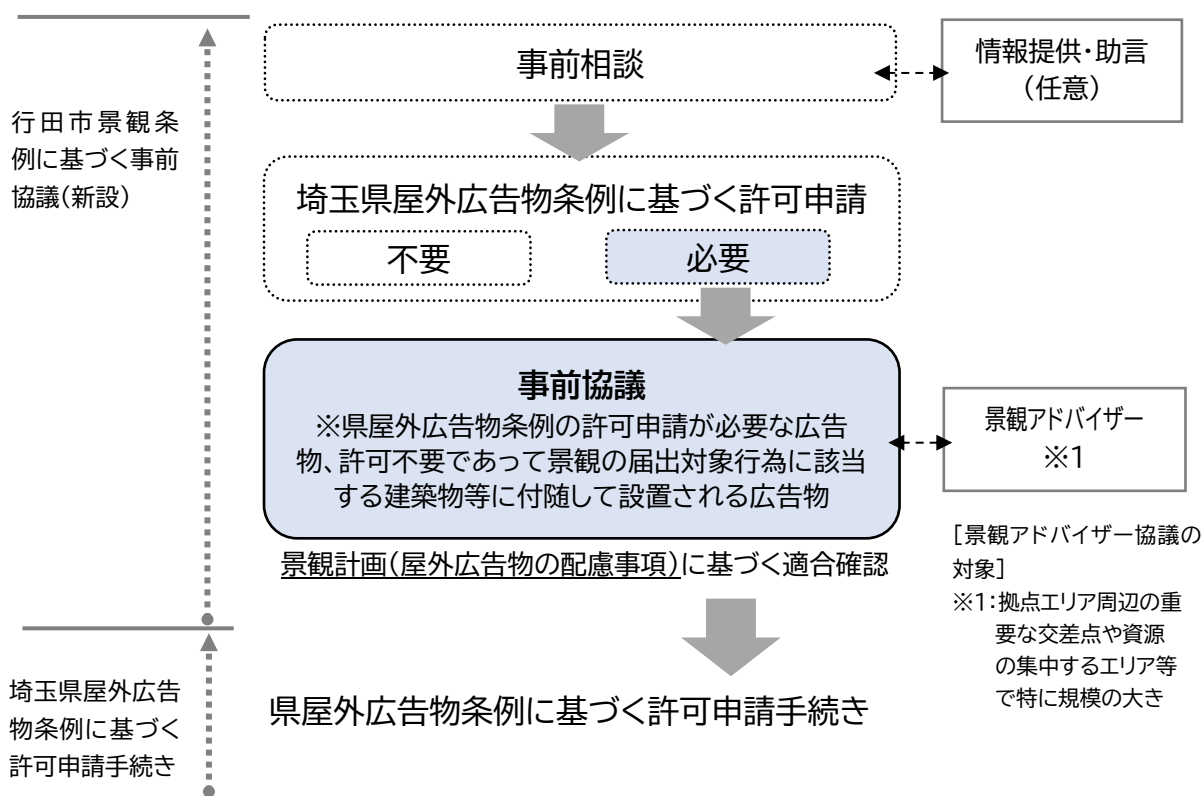
屋外広告物は、良好な景観形成を推進する上で重要な要素であることから、建築物や工作物の形態意匠などにあわせ、適切な誘導を図ることが求められます。

そのため、埼玉県屋外広告物条例の定量基準に加え、景観法に基づく屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を配慮事項として定め、誘導を図ります。

1) 手続きのフロー

埼玉県屋外広告物条例に基づき許可申請が必要な屋外広告物、許可不要であっても届出対象行為（p.1）に該当する建築物や工作物に設置する屋外広告物は、景観の事前協議の対象とし、通常の手続き前に屋外広告物の配慮事項（p.15）に基づき事前協議を実施します。

図 屋外広告物の手続きのフロー



2) 屋外広告物の配慮事項

以下の通り、屋外広告物の配慮事項を定めます。

A 共通基準

区分	景観形成基準
配置	○見る人が視認しやすい位置に効果的に掲出する。 ○広告物で壁面を覆い尽くしたり、高い位置にデジタルサイネージを掲出することを避ける。 ○眺望に影響する場所では屋上広告物の掲出を控える。
数	○広告物の数をできるだけ減らす。 ○同じ表現を繰り返さないよう表示する。
規模・形態	○広告物が見る人にとって有益な情報伝達となるよう、過剰な規模・形態とならないように配慮する。
意匠・色彩	○色は3色以下とするなど、できるだけ数を減らす。 ○建物の外壁の色彩やデザインと広告物の色彩やデザインの調和を図る。 ○素材の持つ質感や演出装置としての照明などを工夫する。

※上記に加え、p.4「A 共通基準」に示す、景観づくり基準に配慮する。

B 個別基準 屋外広告物

項目	配慮事項
景観類型別基準	軸
	○水とみどりの軸、広域幹線道路軸等から、広がりのある田園、東西南北に望むことができる多様な山並みへの眺めを阻害しない配置、規模、形態とする。
	拠点エリア
景観類型別基準	○店先や通りに面した部分等では、拠点のにぎわいを演出するよう配慮する。 ○忍城址やさきたま古墳、水城公園といちよう並木の眺めなど、エリア内のシンボルとなる資源への眺望に配慮した配置、規模、形態とする。 ○エリア内での統一感を形成する。 ○拠点エリア周辺のまちかどでは、エリアと一体となって期待感を高めるような配置や規模、形態意匠を検討する。
	面
	○田園、河川・水路、公園などの周辺の緑豊かな田園・自然景観に配慮した落ち着いた規模や形態・意匠とする。 ○商業地の特に低層部（1～2階）においては、店先等や通りに面した部分の特にぎわいを演出するよう配慮する。 ○住宅地では、落ち着きや潤いを損ねないような配置、規模、形態となるよう配慮する。 ○工業地では、周辺の町並みとの調和や幹線道路からの見え方を考慮した配置、規模、形態となるよう配慮する。

参考

●埼玉県屋外広告物条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物のあり方）

第3条 広告物又は掲出物件は、良好な景観の形成を妨げ、若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであつて、それぞれの地域環境との調和を図るように配慮されたものでなければならない。

（禁止広告物）

第9条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

●埼玉県屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（許可地域等の許可基準）

第2条の2 条例第6条第2項本文に規定する許可の基準は、次に掲げるもののほか、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること。
- (2) 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。
- (3) 裏面及び側面が美観を損なわないものであること。

3. 公共事業の景観づくり

道路、河川、公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、市民の日常生活の中で親しまれているものも多いことから、地域の景観形成に先導的な役割を果たすことが望まれます。

このため、公共事業（公共施設、公園、道路・河川水路等）は、景観を先導する役割として、景観法に基づく景観重要公共施設への指定、ガイドラインや個別のデザイン協議により景観誘導を進めます。

ガイドライン、デザイン協議においては、計画地及びその周辺の歴史性、空間特性等を踏まえ、その場所ならではの個別解を導くと共に、利用者像や利用方法と空間の設え等をイメージした質の高い公共空間を発注者、設計者の創意工夫や協議により創出し、利用者である市民等の愛着を高め、民間による景観整備をより良い方向へと誘導する次のような取組により、良好な景観形成に寄与する公共施設整備を進めていきます。

1) 公共事業における景観誘導の基本的な考え方

①景観まちづくりを先導する役割を担います

多くの人々が集い利用する公共施設、公共建築物を良質な水準で形作ること、地域の景観まちづくりを先導し、民間による景観整備をより良い方向へ誘導します。

②協議により、質の高い景観を誘導します

景観デザインには標準設計のような画一的な答えがないため、計画地及び周辺の景観特性を踏まえ、発注者・設計者それぞれが創意工夫を発揮し、景観協議を通じて、その場所ならではの個別解を導きます。

2) 誘導方策

①景観重要公共施設の指定

次のとおり指定基準を定め、本市の景観の形成に重要な役割を果たしている公共施設については、国や県と協議を行いながら景観重要公共施設に指定し、整備や利用をはかります。

景観重要公共施設指定方針

- 地域の自然、歴史、文化等から見て、公共施設の外観が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観を形成する上で重要なもの
- 地域のシンボリックな存在であり、市民に広く親しまれているもの
- 重点地区（景観づくり推進区域、景観づくり重点地区）及びその周辺において、景観上特に重要な施設であり、重点地区との相乗効果が期待されるもの

②ガイドラインとデザイン協議による誘導

公共事業景観デザインガイドラインを策定し、公共事業における施設別のデザイン指針を示すとともに、景観上重要な公共事業（景観重要公共事業）や届出対象行為に対するデザイン協議の仕組みを構築します。

埼玉県が行う事業は埼玉県公共事業景観形成指針に基づき、本市の景観計画及びガイドラインに配慮するよう要請します。

景観重要公共事業の要件（案）

- ・市の景観を構成する骨格的な拠点・軸で、景観形成上特に重要な公共事業
- ・重点地区における、地区の特性を活かした景観形成を図る上で重要な公共事業
- ・景観重要公共施設、景観重要建造物に指定された、もしくは指定を前提として計画する施設
- ・その他、本市独自の景観資産制度等を創設した場合は、それらに認定されたもので、良好な景観づくりに不可欠な公共事業